

平成 29 年 2 月 24 日
資金管理センター

平成 29 年度特定再資源化預託金等の出えん等計画(案)

使用済自動車の再資源化等に関する法律第 98 条第 1 項の規定に基づき、資金管理法人は、その管理する再資源化預託金等のうちに特定再資源化預託金等(以下「特預金」という。)があるときは、主務大臣の承認を受けて、当該特預金を、その資金管理業務の実施に要する費用に充て、又は指定再資源化機関に対し離島対策支援事業等に要する費用として、若しくは情報管理センターに対し情報管理業務に要する費用として出えんできることとなっている。

平成 29 年度における特預金の出えん等計画(案)は以下のとおり。

なお、1. は毎年度において特預金の出えんを行う事業であり、2. から 4. が平成 29 年度に新たに特預金の出えん等を行う事業である。(資料 5-1 参照)

1. 離島対策等支援事業に要する費用への出えん

(詳細は資料 5-2 別紙及び資料 5-1 別紙 2 を参照)

平成 29 年度においては、定常の離島対策等支援事業に要する費用として 141 百万円、及び新たな取組である離島対策等支援事業における不法投棄等対策支援事業の更なる拡充に要する費用として 51 百万円の合計 192 百万円を指定再資源化機関に対し出えんする。

2. 自動車リサイクル情報システムにおけるデータセンターの機能維持のための更新費用への出えん

(詳細は資料 5-1 別紙 3 を参照)

平成 29 年度において情報管理センターが負担するデータセンターの機能維持のための更新費用として、138 百万円の出えんを行う。

3. 大規模災害への対応費用への出えん

(詳細は資料 5-1 別紙 4 を参照)

平成 29 年度に実施する大規模災害への事前対応費用として、指定再資源化機関に対し、20 百万円の出えんを行う。

4. 自動車リサイクルの更なる発展に向けた理解活動の取組費用への出えん等
(詳細は資料 5-1 別紙 5 を参照)

平成 29 年度において本財団が行う、主にユーザーのための理解活動の取組みに対し、資金管理法、情報管理センター、及び指定再資源化機関に対し、それぞれ 249 百万円、10 百万円及び 3 百万円の合わせて 262 百万円の出えん等を行う。

以上の平成 29 年度出えん等計画について、平成 29 年 2 月開催の資金管理業務諮問委員会の審議及び同年 3 月開催の理事会の議決を受ける。

上記 1. については、予算計上額と同額の特預金の出えんについて、平成 29 年 5 月に経済産業大臣及び環境大臣に対して承認申請を行う。

上記 2. から 4. については、契約の成立や第 3 四半期までに発生した費用の確定等、特預金の出えん等をすべき金額が確定した後に経済産業大臣及び環境大臣への承認申請を行う。

なお、出えん等の原資となる特預金の平成 29 年 1 月末における残高(利息含む)は、15,018 百万円である。

【表 平成 29 年度特預金出えん計画(案)】

特預金の使途			出えん先	予算額	出えん額の確定/承認申請	出えん時期	
						上半期	下半期
1. 離島対策等支援事業	定常の離島対策等支援事業	定常	指定再資源化機関	141 百万円	定常の離島対策等支援事業と新たな施策を合わせて予算額と同額の出えんについて承認申請を行う。 翌年度以降は残額を考慮して翌年度予算額を決定。	○	
	不法投棄等対策支援事業の拡充	新規		51 百万円		○	
2. データセンターの更新		新規	情報管理センター	138 百万円	下半期に行う契約に基づき出えん額を確定し、承認申請を行う。		○
3. 大規模災害への対応		新規	指定再資源化機関	20 百万円	第3Qまでに発生した費用に基づき、出えん額を確定し、承認申請を行う。(出えんまでの資金繰りは指定再資源化機関2号会計で立替える。)		○
4. 理解活動の取組		新規	資金管理法 情報管理センター 指定再資源化機関	262 百万円	第3Qまでに発生した費用に基づき、出えん額を確定し、承認申請を行う。(出えんまでの資金繰りは各指定法人会計で立替える。)		○